

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、次の国土交通省関係政令について所要の規定の整備等を行うものとする。

- 一 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）
- 二 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）
- 三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）
- 四 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）
- 五 住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）
- 六 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）
- 七 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）
- 八 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）
- 九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）

十 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）

（本則第一条から第十条まで関係）

第二 附則

- 一 この政令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。
- 二 所要の経過措置を規定するものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

（附則関係）